

令和8年度 富士南中・富士南小・富士第二小

# 学 校 危 機 対 応 マ ニ ュ ア ル

※見えるところに掲示してお使いください。

学校からの連絡は、「マチコミメール」または「ライデンスクール」を通じて連絡します。  
(南中はライデンスクールから送ります)

## 1 大雨・暴風・洪水のいずれかの警報が富士市に発表されたとき

### ☆ 登校前の場合

(1) 午前6時30分の時点で「大雨」「暴風」「洪水」のいずれかの警報が発令されているとき

- ① 学校から連絡があるまで自宅待機とします。
- ② 午前7時までに、第一報を配信します。
- ③ 午前9時30分に第二報を配信します。(連絡が前後することがあります)

(2) 午前6時30分の時点で「大雨」「暴風」「洪水」のいずれかの警報が発令されていなくても、大雨や強風、道路の冠水、用水路のあふれなどにより危険が予想されるとき

- ① 午前8時を過ぎても良いので、各家庭で安全を確認しての登校とします。
- ② 状況により職員を通学路途上に適宜配置します。

- 登下校中の場合 → 自分の家または学校、近い方に避難します。
- 在校中の場合 → 15:00を過ぎても解除されなければ、保護者は学校からの連絡を待つ。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。

※ 警報発令が予想される場合、前日の時点で給食の中止や簡略化を決定することがあります。天候の回復により登校となったとき、弁当や主食を用意していただくこともあります。

## 2 地震が発生したとき

状況	震度4以下	震度5弱以上
登・下校中	安全には十分に気を付けて、登校する。	学校に近い場合は学校に移動、自宅に近い場合は自宅に移動する。
在校中	原則、通常通り。	原則、教育活動を中止する。
校外活動中	原則、通常通り。安全確保に努める。	保護者への引き渡しを行い、引き渡しをできない児童生徒については、校内に留め置く。
在宅時	安全を確認後、登校する。	原則、休校とする。保護者の管理下で行動する。
状況	津波注意報・警報が発表された場合 (大きな揺れが長く続いた場合)	
登・下校中	自宅や通学路が津波浸水想定区域内にある児童生徒は、浸水想定区域外を目指して避難する。(登下校中の避難場所について事前に確認しておくこと。)なお、学校が近い場合は学校に避難する。	
在校中 校外活動中	自宅や通学路が津波浸水想定区域内にある児童生徒は、帰宅させることで危険性が高くなることを保護者や児童生徒に説明し、場合によっては校内に留め置く。	
在宅時	自宅が津波浸水想定区域内にある児童生徒は、命を守る行動を最優先とし津波避難場所などへ避難する。	

**★南中校区は津波浸水想定区域内ではないため、「原則、通常通り」の対応となります。**

### 3 南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、状況に応じて以下のキーワードで南海トラフ臨時情報が発表される。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	①調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	②巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 ※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の数倍程度の状態
	③巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の100倍程度の状態
	④調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された直後の児童生徒の対応

状況	調査中	巨大地震注意	巨大地震警戒
登・下校中	通常どおり	通常どおり	原則、通常どおり。津波避難対象区域を避ける。
在校中	通常どおり	通常どおり	原則、通常どおり。
校外活動中	通常どおり	通常どおり	原則、通常どおり。
在宅時	通常どおり	通常どおり	原則、通常どおり。

全ての小中学校について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応は上表を原則とするが、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等の必要性を総合的に判断し、児童生徒の引き渡しや臨時休校とする場合には、各学校の対応について市から伝達する。

#### (2) 市が児童生徒の引き渡しや臨時休校とする場合の対応

状況	調査中	巨大地震注意	巨大地震警戒
登・下校中	通常どおり	通常どおり	自宅や通学路が津波避難対象区域内にある児童生徒は、津波避難対象区域外を目指して避難する。（登下校中の避難場所について事前に確認しておくこと。） なお、学校が近い場合は学校に避難する。
在校中	通常どおり	通常どおり	教育活動を中止し、保護者への引き渡しを行う。自宅や通学路が津波避難対象区域内にある児童生徒は、帰宅させることで危険性が高くなることを保護者や児童生徒に説明し、場合によっては校内に留め置く。
校外活動中	通常どおり	通常どおり	教育活動を中止し、津波避難対象区域外を目指して避難する。保護者への引き渡しを行う。自宅や通学路が津波避難対象区域内にある児童生徒は、帰宅させることで危険性が高くなることを保護者や児童生徒に説明し、場合によっては校内に留め置く。
在宅時	通常どおり	通常どおり	自宅が津波避難対象区域内にある児童生徒は、命を守る行動を最優先とし津波避難対象区域外へ避難する。

【第5次避難対象エリア】  
水戸島中、水戸島下、上横割、下横割北、下横割南、十兵衛南、上五貫島  
【第6次避難対象エリア】  
四丁河原南、水戸島南、水戸島上南、森島、宮下、西宮島、千鳥町、下五貫島、富士見ヶ丘  
三四軒屋、自由ヶ丘、靖国町、浜添

#### 4 富士山火山噴火

##### (1) 富士山噴火警報発表時の児童生徒の対応

市内小中学校では、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。児童生徒自宅の立地条件や家庭状況によっては、命を守る行動を最優先とし、判断に迷う場合は指定の避難所に移動する。

噴火警戒レベル\*が3に引き上げられた段階で、休校措置を実施し、児童生徒の保護者への引き渡しを実施する

状況	噴火警戒レベル1	噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4以上
登・下校中	通常どおり	学校に近い場合は学校に移動、自宅に近い場合は自宅に移動する。 第2次、3次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の事前避難対象区域（積雪期のみ）在住の児童生徒は、エリア外へ避難する。	
在校中 校外活動中	平常授業	原則、活動を中止し、安全を確保する。 児童生徒は、保護者へ引き渡し。第2次、3次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の事前避難対象区域（積雪期のみ）在住の児童生徒に留意し、場合によっては校内に留め置く。	
在宅時	通常どおり	第2次避難対象エリア在住の児童生徒は、避難する。	
		第3次避難対象エリア在住の児童生徒は、避難準備をする。	第3次避難対象エリア在住の児童生徒は、避難する。
		<b>第4～6次避難対象エリア及び対象エリア外在住の児童生徒は、噴火後、避難が必要となった場合に備えて、避難準備をする。</b>	

※噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて想定される現象や、警戒が必要な範囲などをレベル1からレベル5の5段階に区分したもので、気象庁から発表される。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報(居住地域) または噴火警報	居住地域及び それより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域を判断)
			4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要 一部の地域では住民の避難が必要
警報	噴火警報(火口周辺) または火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 一部の地域では住民の避難が必要 来域者等は帰宅
		火口周辺	2 火口周辺規制 (レベルを引き上げる段階では発表しない)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動に高まりがみられる 今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある 火山活動は静穏	住民は希望により自主避難 状況に応じて登山者は下山 住民は通常の生活

## 5 全国瞬時警報システム（Jアラート）警報が、登校前、静岡県に出されたとき

「1」と同様の対応とする。

「内閣官房国民保護 ポータルサイト」より

**弾道ミサイル落下時の行動について**

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急連絡メール等により緊急情報をお知らせします。

**①速やかな避難行動**  
**②正確かつ迅速な情報収集**  
行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

**Jアラート** 例 直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら  
**落ち着いて、直ちに行動してください。**

- 屋外にいる場合** できる限り頑丈な建物や地下に避難する。  
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設
- 建物がない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、自領りをして室内を密閉する。

国民保護ポータルサイト  
武力攻撃やテロなどから身を守るために  
事前に確認しておきましょう。  
[http://www.kokuminhogo.go.jp/whyyour/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/whyyour/hogo_manual.html)

首相官邸 ホームページ [www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)  
首相官邸 Twitterアカウント @Kantei\_Saigai

## 6 学校からけがや病気の連絡があったとき

- 通常 → 学校へ子供を迎えに行く。場合によっては病院へ連れて行く。
- 緊急時 → 学校へ行き救急車に同乗する。学校が病院へ連れて行った場合は、直接病院へ行く。

## 7 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症の疑いがあるとき

- ① 登校せず病院へ連れて行き、診断結果を学校へ報告する。
- ② 感染症と診断された場合は、指示された期間は自宅療養する。登校の際は、指示された書類を学校に提出する。（感染症によって用紙が異なる。）

## 8 不審者に遭遇したとき

- ① 子供は近くの家に避難する。
- ② 最初に警察（富士警察署 5 1 - 0 1 1 0）へ電話し詳しい内容を伝える。  
<警察へ伝える内容> 日時、場所、不審者の特徴、車のナンバーなど  
警察による不審者の身柄確保、被害の拡大防止につなげるため。
- ③ 学校へ連絡する。  
※在校中に情報があつた場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。

## 9 交通事故に遭ったとき（保護者の運転で交通事故に遭ったときも同様）

- ① 最初に救急車を要請する。
- ② 学校へ連絡する。  
※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。

## 10 校区の事件発生・危険動物の出没等

- ① 最初に警察へ連絡する。
- ② 次に学校へ連絡する。  
※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。  
※在校中に情報があつた場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する